

寄附講座の設置に関する協定書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）、滋賀県（以下「乙」という。）、独立行政法人国立病院機構（以下「丙」という。）および東近江市（以下「丁」という。）は、乙の寄附により甲が設置し、丙および丁が運営協力する寄附講座に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 寄附講座は、乙、丙および丁の要請に基づき、甲において、地域医療を再生するための教育研究拠点を設置し、地域医療を担う医師に対する教育および地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を行い、もって地域医療を組織的に確立することを目的とする。

（名称）

第2条 寄附講座の名称は、総合内科学講座（地域医療支援）および総合外科学講座（地域医療支援）とする。

（業務）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲は寄附講座において、次の業務に取り組むこととする。

- (1) 臨床研修医の臨床能力の向上を図るための教育に関すること。
- (2) 総合臨床医の養成に関すること。
- (3) 地域医療における医師派遣システムを構築するための研究に関すること。
- (4) 持続的な医師確保システムを構築するための研究に関すること。
- (5) 地域における医療提供（医師配置のあり方）に関すること。
- (6) (仮称)独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センターとの相互協力による地域医療支援に関すること。
- (7) その他、地域医療の支援に関すること。

（教育研究拠点）

第4条 甲は、寄附講座を甲の校舎内に置く。

2 甲は、寄附講座における教育研究の活動拠点を(仮称)独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター内に設ける。

ただし、当該センターが設置されるまでの間は、独立行政法人国立病院機構滋賀病院内に設けるものとする。

3 寄附講座のうち、総合内科学講座（地域医療支援）には教員9名、総合外科学講座（地域医療支援）には教員5名を置き、前条の業務を行うものとする。

（設置期間）

第5条 寄附講座の設置期間は、平成22年6月19日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙、丙および丁は、必要と認めた場合、通算した設置期間が3年10月を超えない範囲において、当該期間を延長することができるものとする。

(寄附金の額)

第6条 前条第1項の期間における寄附講座の設置に係る乙の寄附金の額は、金112,000千円とする。

2 前条第2項の延長期間における寄附講座の設置に係る乙の寄附金の額は、乙の予算の範囲内において別に定める。

(寄附金の使途)

第7条 前条の寄附金は、第3条の業務を実施するために必要な経費に充てるものとする。

(支払いの方法)

第8条 乙は、甲と協議し時期を定め、一括して甲に寄附金を支払うものとする。

(運営)

第9条 寄附講座の円滑な運営のために、丙は(仮称)独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター(当該センターが設置されるまでの間は、独立行政法人国立病院機構滋賀病院)の運営を行い、丁はこれに協力するものとする。

(講座の継続)

第10条 丙および丁は、第5条第2項の規定による期間の満了後、平成31年度まで、甲の教員としての身分を確保しつつ、甲が第4条第2項に規定する教育研究拠点において第3条に規定する業務を行う講座が継続できる費用について必要に応じ負担するものとする。

2 乙は、講座の継続について、協力を行うものとする。

(報告)

第11条 甲は、当該年度の業務の成果を翌年度の4月末までに、乙、丙および丁に報告するものとする。

(変更)

第12条 甲は、この協定書に定める事項について変更を行う必要が生じた場合は、速やかに乙、丙および丁にその理由を付して申し出るものとする。

2 甲から前項の申し出があった場合、甲、乙、丙および丁はその対応のため誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第13条 本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙および丁はその都度、誠意をもって協議する。

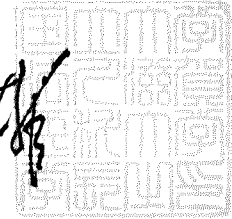
この協定の証として本書4通を作成し、各自1通を保有する。

平成22年6月18日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学長

馬場忠雄



乙 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉田由紀子



丙 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

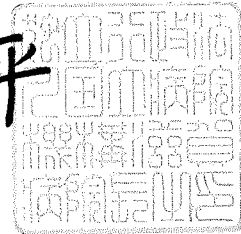
独立行政法人国立病院機構理事長 矢崎義雄

(代理署名者)

滋賀県東近江市五智町255番地

独立行政法人国立病院機構滋賀病院長

井上修平



丁 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長

西澤久夫



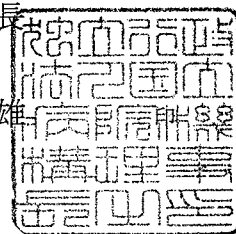
委任状

平成22年6月9日

(住所) 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号

(氏名) 独立行政法人国立病院機構理事長

矢崎 義雄



私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

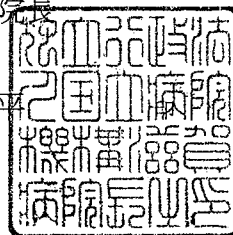
記

1. 代理人

(住所) 滋賀県東近江市五智町255番地

(氏名) 独立行政法人国立病院機構滋賀病院長

井上 修平



2. 委任事項

平成22年6月18日に滋賀県東近江市内において開催される「寄附講座の設置に関する協定」調印式において、国立大学法人滋賀医科大学、滋賀県および東近江市との間で締結する「寄附講座の設置に関する協定書」に署名を行う権限。